

平成24年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成24年3月12日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 本巢市暴力団排除条例について
- 日程第3 議案第4号 本巢市地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第5号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 本巢市印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 本巢市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第21号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第21 議案第46号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第47号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第48号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第49号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算について
- 日程第26 議案第51号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第52号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第29 議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算について

日程第31 議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算について

日程第32 請願第1号 消費税増税に反対する請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議席番号15番 上谷政明君から欠席届が提出され、本日から閉会日まで欠席されます。

また、議席番号8番 安藤重夫君から遅刻届が提出されていますので、御報告いたします。

以上で報告終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 議案第3号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第2、議案第3号 本巢市暴力団排除条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この条例そのものについては、いいことだろうというふうに思っていますが、読んでて1点だけちょっと疑問というか、よく判断しにくい部分がありましたので、お伺いします。

市民等の責務として、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持たないように努めると。それはそうだろうというふうに思います。市は、市民等に情報提供等必要な支援を行うというふうに規定しています。このこと自体は、それはそうだと思うんですけども。

じゃあ市民が、だれが暴力団員であるかということはどうやって知り得るのかということが、そういう問題もあるのではないかと思います。実際にはなかなかわからないわけで、そういう場合に、この市民等に情報提供等必要な支援を行うということが適用されて、いろんな情報は提供されるのでしょうか。この情報提供というのはどこまで、どういう形で情報提供がされるのか、市民との関係で。そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

情報提供と言われますが大変ちょっと難しい話ではございますが、どちらにしましても、この趣旨のところで述べさせていただきましたが、行政側でも単独で暴力団がどうかというのはわからないところでございますので、ここで言いますと、要するに警察のほうと連絡調整しまして、市民のほうから相談等がございましたら、そのあたり警察のほうと調整しまして、出せる範囲内で情報は提供していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

市民が相談に来るということは、この人はちょっと暴力団員やないかしらというふうに思えば相談に行くけども、そうでないと思っていれば、仮に暴力団員であったとしてもそう思わなければ相談に行かないですわね。だから、そのあたりが非常に難しいもので、今ここでこれ以上の答弁を求めませんが、委員会でいろいろなケースも含めて御議論願えればというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私も、鵜飼議員が今言われたように、大変抽象的な文で、あいまいな部分も多いだろうと思います。その部分については鵜飼議員が聞きましたのであれですが、県でも、県とか他市町、こういった条例の動きとか制定したところもあるかと思いますが、県との関係ですとか、それからこれに違反した場合どうなるかとか、そういったことについて少しお聞かせ願いたいんですが。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

読んでもらって御存じのとおり罰則規定等はありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。罰則規定等は何もありませんので、そのあたりは。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

罰則規定はないということで、1点目の県のそういったものとの関係とか、このつくるに当たっ

て、どっか参考にされたのかと思いますが、そういった関係についてお尋ねしたんですが。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

趣旨等で述べさせていただきましたが、昨年7月に、本巢市が行う事務事業から暴力団排除に関する合意というのを北方署と締結しておりまして、内容的には条例を制定するわけでございますが、合意してきた内容と、暴力団をいろんな、市で言いますといろんなイベント等から排除していきたいということでございますので、その辺の趣旨をのっとった条例でございますので。県との整合性といいますのも、要するに県民挙げて、そして市町村挙げて暴力団を排除していこうという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

ほかにいいですか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

ちょっとお伺いをしたいんですが、まずこの中で書いてある暴力団という名称なんですが、私の知る限り暴力団の区割りというのかな、分け方には3通りあったかと思っております。昔はですね、第一党暴力団、第二党暴力団、第三党暴力団という形で警察のほうでは明記をしておったかと思っております、分類はですね。

この中において指摘されておる暴力団とは、どこの部分、またどういふものを指して暴力団と指定をしておるのかというのをまず1点お聞きをします。そこからの話になりますので。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今の第一、第二、第三と言われましてもちょっとその詳細はわかりませんが、暴力団でございますので、今、警察のほうで指定されております暴対法の関係の暴力団員ということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

一、二、三がわからなければ説明をいたします。要するに一は広域的に他県のところにいろいろな組を持っているのを第一党と言ひます。それから二党というのは地域暴力団、その地域の中にある暴力団を第二党と言ひます。三党暴力団は露天商みたいな人たちのことを含めて言っているんです。それを一からめにして暴力団と称するとするのかということをお聞きをいたしました。だから回答にちょっとなっておりますので、もう一遍ちょっと聞いてください。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今、言われました一から三党までの暴力団は含まれております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

としますと、この中にも書いてあるんですが、お祭り等、祭礼等その他に露天商というものが入ってくるかと思っております。私の知る限り、私の知識不足かもしれませんが、関連するということに、暴力団と関係が深いとかそういうことが記載されている中において、露天商という一つの組織も暴力団というふうの解釈をするということになれば、お祭り等に、露天商の人たちに、市の施設その他もろもろ書くことがこの中でできないというようには記載されているけれども、そういうものに対してはどのように対応していくのか。また、どういうふうでそこで色分けができるのかを少しお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

中島君。

これ最後の答弁ね。

○総務部長（中島治徳君）

お祭り等、今現在でも市の施設の中においては露天商等は入っておりません。それと、あと情報提供につきましては、ここで言いますと北方警察署からの情報提供を受けまして、もしその中に露天商等でも暴力団、要するに暴力団でございますので、そんなことの情報いただきましたら、委員会等で排除していくようにお話をさせていただきますが、あくまでも市の施設内でございますので、市の施設内では今のところ露天商等も営業はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第4号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第4号 本巢市地区集会所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第4、議案第5号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点お伺いしたいんですが、今の防災会議条例、現行の条例で、委員について1から7まで記載されていますが、これについては基本的に公務員を当てています。今度、改定することによって、市長が特に必要と認め任命する者ということで、女性を含め、より幅広く委員を選びたいというような説明があったと思いますけれども、そういった人たちは、公務員でなくて一般の人を対象に考えておられるのかどうかということが一つと、もしそうであれば、こうした公務員ばかりの中に一般の人が入って十分力が発揮できるか不安を感じざるを得ません。であれば、それよりもむしろ、逆に専門部会みないなものをつくってそこに一般の人をより多く入れてそこで論議するほうが、より効果的ではないかというふうに思います。

それが2点目と、もう一つは、この委員については、基本的には災害対策基本法で県の防災会議、あるいは市の防災会議というのはそれぞれ規定されておまして、市の防災会議の委員については県に準ずるといことが言われてますね。県ではそういう規定がないんですけど、そのあたりはもちろん確認されてやられてるから落ち度はないと思いますけれども、その辺の整合性はよろしいでしょうか。以上です。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

幅広くということでございますので、女性の方は一般の方も入れていきたいなというふうには考えておるところでございます。

それと専門委員というのにつきましては、今、福島のほうで原子力発電という原発事故等がございましたので、そのあたりも含めて専門委員の方も入れながら原子力につきましてもその中で検討していきたいなというふうを考えておるところでございますし、専門委員会的なものをという御提案でございますが、そのあたりにつきましても、また一度よく検討していきたいなというふうに思っております。

あと整合性につきましては、県の防災会議、要するに上位会議のほうの整合性は図っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第6号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第5、議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の市税条例の改正というのは、たばこ税の部分もありますけども、市民税の均等割を500円、県税含めると1,000円アップをするということでございますが、均等割に500円追加するということですので、当然、住民税の非課税世帯については対象にならないというふうに判断すればいいと思いますがどうなのか、確認をしたいと思います。

それが一つと、今回のこの改正については復興財源法が11月30日に成立したことに伴ってくるもので、当時の産経ニュースを見ておきますと、この復興財源法の柱が三つありまして、一つは所得税を25年間、納税額に2.1%上乗せをするというもの。二つ目は個人の住民税を10年間、年1,000円上乗せをすると。法人税は実効税率を5%引き上げた上で、3年間だけはその範囲内で増税をします。この3点セットのように書いてあります。そうすれば、今のほうでは連帯して負担を分か

ち合う、そのためにみんなに負担をお願いすると言っておりますけども、法人については下げてくださいというような状況になります。

そのことについての答弁は今求めませんが、この税の原則というのは、基本的には能力において払う応能負担が原則だと思うんですね。均等割というのは、そういう意味では原則から言えば例外的なもので、その例外的なものに、金持ちも所得の低い人もひっくるめて均等に課税をしていくというのはやっぱり税の原則からしておかしいのではないかというふうに思いますが、どのようにお感じでしょうか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

確かに税は応能主義というのはおっしゃるとおりでございます。この税法の改正につきましては、地方税法等の一部改正に基づいて改正しておりますので、均等割も500円の引き上げということになってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

1 番目の答へ。

○総務部長（中島治徳君）

済みません。非課税世帯につきましては、議員御指摘のとおり、非課税ですので、課税されませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第7号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第6、議案第7号 本巣市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第8号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第7、議案第8号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第9号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第9、議案第10号 本巣市印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第11号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第12号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第12、議案第13号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第13、議案第14号 本巢市図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第14、議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第15、議案第16号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第16、議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第17、議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第18、議案第19号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第19、議案第20号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第20、議案第21号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第46号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第21、議案第46号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

○6番（高田文一君）

1点確認をしながらお聞きをしたいと思います。

補正予算書の21ページでございます。社会教育総務費委託料と15節工事請負費の前回説明をいただいたところでございますが、補正予算の概要の中にも説明で明記がしてございます。御存じのように、施設の活用及び改善方法について検討を進めていくことになったと。進めていくことになったというふうに、こういう説明をいただいたわけでございますけれども、この1年間の議会のいつどこで、そのような御報告があつて、また承認されておつたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育委員会 川村君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

ただいまの補正のほう21ページでございますが、社会教育総務費、ここで委託料と工事請負費でございます。さきに副市長のほうから概要説明でお話しございましたように、現在、市としてこの施設、改めて活用、それから改修方法、これについて検討を進めているということで、今、プロセスのようなこともお尋ねかと思いますが、これを延期するというので今回不執行としたものでございます。

その内容につきましては、今年度の取り組みということで、実は岐阜高専の建築学科の協力、それをいただきまして、この生涯学習施設ながみねの耐震性ですとかこういったものの調査、それから活用方法、これに現地調査を行っていただきました。

その結果、小屋組、それから耐力壁のバランス、こういったものが建築構造学的に必要な要素を配置してるということで、修繕補強をすることで、この建物の寿命を延ばすこととして活用するこ

とができるといった御意見をいただいたこと。また、この建物の歴史的価値、こういったものの評価、それから再生方法の検討、こういったことから、もう一度検討してみようということになりました。

それで、市におきましては、移住・定住の促進、こういったことも念頭に置きまして、この北部地域の空き家調査ですとか、御存じのように田舎暮らし体験ツアー、こういったことも実施してまいりました。こうしたことで、この移住・定住施策、これが、この中でこの施設がどう活用できるか。また、活用するに当たって、どういうふうに改修を進めていったらいいかということをして現在調査をしているところでございます。また、こういったものにつきましては、国庫補助金ですとか地方債、こういった財源、こういったものの手当も検討しているところでございます。

こういったことから、今回、市としましてもう一度活用方法について検討したいということで今回減額ということになりましたので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ですから、そういう報告、中間報告はいつあったかということですよ。言うならば、御存じのように、委託料と建物解体撤去工事は、平成23年度の一般会計予算として原案のとおり賛成多数で可決をされましたよね。それがずっと生きてるわけですよ。

その後、当時の事務局長が答弁されてますよね、答弁。私たちはその過程しか承知をしてないわけでしたよね。

議事録見てもらえばわかるんですが、当時の局長の答弁は、ちょっと数行ですので読ませていただきますと、施設を有効に活用するために地元との調整を図ってまいりました。現在までのところ、具体的な施設活用につながる方策を見出すことができませんでしたと。この施設の代替としては、NEOキャンピングパークを生涯学習の施設として使用していく。もっともっと具体的におっしゃったのは、警察から防犯対策、消防署から防火対策の御指導もあり、総合的に考えまして老朽化した建物の取り壊しを決断したところでありますということでございますよね。ところが、今おっしゃいました専門家の云々についても、耐震に関することについても、調査をしていただいたことです。それでもだめでしたから。さらに地元の人の協議も何回か進めてまいりました。あるいはインターネットでも広く募ってまいりました。

ところが、その時点ではなかったから、建物を撤去しながら平成23年度の一般会計として計上されたわけですよ。賛成多数でその原案どおり議決をしてるんですよ。その後、そういう変化があるとか、考え方が変わったというのは、この1年間の議会の中では公式には私は聞いてない、記憶にはないところで、そういう説明を今回補正の中で加えられていることについて理解ができないので、お聞きをしているところです。再度お聞きします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

確かに高田議員おっしゃるとおり正式に取り壊しを中止するとか延期するとかというお話は今回初めてでございます。

といいますのは、今、議員がおっしゃったとおり、当時の教育委員会の局長はそのように答えておりますが、その後、その3月定例会でもいろいろ御議論になったというふうに記憶しております。といいますのは、予算化をして、これ発注までの期間、まだ少しほかの議員からもいろいろ御質問がございまして、これを取り壊すことについていろいろ御質疑があつて、当時、この取り壊しまでの期間、発注までの期間がまだ少しあるから、もう少し検討をしたいと、してみるというようなことがあつたと思います。

その中で、いろいろ企画部としても、もう少しほかにいろんな有効な手だてがないのかというようなことを研究してまいりました結果、今、川村局長が述べましたとおり、財政的にも有利な補助制度があるというようなことから、もう少し地域の方の御意見も聞きながら、もう少し時間をかけて利用方法について検討したいということで今回取りやめを補正でお願いしておるわけでございますので、御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

3回目ですね。3回目ですので、ですから、そういう議論があつたんですけども、市長、最終的に私のメモなんですが、議事録後で調べていただければいいわけですけども、3月17日の文教福祉委員会、それから3月25日の議会の最終本会議で、市長はこのことについてどう再度説明をされるか。できれば議事録見て本人に確認していただけますか。そういう経緯にはなっていないはずですよ。完全に議会軽視だと思いますよ。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

今回のこの件につきましては、先ほど川村局長、それから高田部長が申し上げたとおりでございます。確かに一般質問等々でも御議論もございまして、それからまた委員会、それからまた本会議等々でもお話を申し上げております。

しかし、その後の状況の中で、先ほど高田部長がおっしゃったとおりのことで我々としても進めさせていただきました。これが最終の結論ということで、今、進めさせていただいておりますけども。

いずれにいたしましても、もう一度地域の声をよく聞いて、そして、これからも移住・定住対策、特に北部地域の移住・定住対策ということがこれから本当に喫緊の課題にもなつてきております。

そういうものをもう一度洗い直そうということで、今回、予算のほうも不執行という形で進めさせていただくということにさせていただきました。

確かに3月議会等々のときには、今のような高田議員がおっしゃるようなことの御議論がございました。その後、状況変化、先ほど申し上げるように、議員からも御指摘のように、その間の経緯を詳細に御説明しなかったということについてはちょっと申しわけないというふうに思っております。ただ、地域のため、この本巢市のためのことも考えながら、今回のこういう判断をさせていただいておるといってございまして、よろしくお願いします。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今のやりとりを聞いておまして、どうも本質的なところで大きなずれがあるというふうに思わざるを得ません。去年の3月25日の市長の発言をそのまま申し上げますと、こういう発言であります。

一般質問の際に長嶺小学校の問題についての答弁の中で、私の答弁したことが新聞記事に載っております、その新聞記事が私の意としたことをちょっと違っておるといってございまして、予算のほうは出していたいておりますように取り壊しの予算でございまして、よろしくお願いしますというふうに言われております。

だから、あくまでも取り壊しの予算だと。最初決めたから100%変わらんというふうには言わなければ、でも、議会でいろいろ議論あったから方向転換をしていったという話にはならないでしょう、今、読んだ限りでは。あくまでも取り壊しの予算だというふうに述べられておるわけで。

ただ、現実問題としていろいろやっていく中で、もう一遍あり方を見直してみようということであれば、この補正予算の説明にあったように、活用及び改修方法について検討を進めていくということは、もう取り壊しはやめた。違う方向へ行くんだよということを宣言しとるわけですね。

でも、それであれば、先ほど報告しなかったのは申しわけなかったというふうに言われたけども、それだけの問題ではないでしょう。もう既に、この取り壊しの予算を議決して、それがまだ執行されてない。その途中で、何ら方向転換の話合いも何もされてない中で、もう一方的に方向転換をしていっちゃってる。その報告もさらに一番どん詰まりで報告をすると。こんな議会軽視のやり方はないでしょう。

ということが一つと、もう一つ、あり方を見直したいということであれば、それはこんな改修とか活用とかいう問題やなしに、今、解体という方向で来たけども、そのあり方について、あり方についてですよ、あり方について再検討をしたいということであればまだしも、このような施設の活用及び改修方法について検討を進めていくことになったということであれば、昨年出した予算については全くもういいかげんな予算を出したというふうに言わざるを得ませんね。

今回、最初の説明の中で、岐阜高専のいろいろ調べてもらったとかいうことありましたけども、

1年前も同じような説明があつて、方向づけをして取り壊しの予算を出したと。そのこととの整合性が全くとれない。その時々でやるのが全く違うということでは、これで執行部がこれから提案されることについて、どこまで信用していいかわからないということにならざるを得ません。

だから、私はまず改めて2点明確にしたいと思うのは、当初、先ほど市長の3月25日の発言を申し上げたように、取り壊しの予算と、それはもう公然のことですね。だから、その背景にどういう議論があつたかというのは別問題です。25日ですから、もう結論なんですよ、執行部としての。だから、それが全く反対の方向に行くのに、議会に報告せずに進めていいのか、そのあたりはどう思っておられるのか。謝罪すれば済む話なのか。どう思っておるのか、まずお伺いしたいということが一つと、二つ目は、先ほど申し上げたように、あり方を見直したいということであれば、この説明については撤回すべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

何度も申し上げておりますように、3月の議会の25日のとき、確かに新聞、一般質問等々のものに依じて新聞等々で出たということは私の本意ではないと。確かにそういうふうに申し上げておりますし、また3月25日に、予算は確かにおっしゃるとおり取り壊しの予算でございますので、そのとおりでございます。

しかし、その後、先ほどから申し上げてるように、新年度に入りまして以降も、また地元の方々の御意見、それから言うこともお聞きしたということと同時に、これからいわゆる移住・定住対策の大きな課題も出てきてるといことも踏まえまして、もう一度見直しをやるということに私のトップの判断でやらさせていただきました。決して、これをもって議会軽視と言われれば、そういうふうにとっていただいても結構ですけれども。

〔発言する者あり〕

私は市民の皆さん方の、市民の地域の皆様の声もよく聞きながらやっていくということでやらさせていただくということでございます。決して私の本意は議会軽視をすとかいうようなことではなくて、地域の皆さんの声、そしてこの北部地域のことを考えて、その結果、このような方向を打ち出してきたということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それで、決して議会軽視をす云々ということも思っておりませんし、これからも議会の皆様を初め、また特に私は市民の皆さん方、地域の声をしっかりと聞きながら政策を進めていくということ念頭に置いておりますので、これからも議会の皆様ももちろんですけども、市民の声、地域の声をしっかりと聞きながら、政策等も当然、先ほど鶴飼議員のお話もございましたように、予算を計上したからこれですべてじゃないというそういうことありましようけども、そんないいかげんな形を出してるとは思いませんけども、やはりそのときの、我々はその時点で確かにこれはいいことだと、今のところベターだと思っているものが、その後の状況変化等、そしてまた市民の強い声等もお聞きするということもあれば変更するということも、これはやはり市民のためにはあると

いうことでもありますので、そういうことも必要じゃないかなというふうに思っております。

今回はそういったケースに当てはまるものじゃないかと私は思っておりますし、決していいかげんに予算を計上して出したとか、そして議会を軽視したとかというようなことでの事業ではないというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

議会で執行部はこういうことをやりたいということで提案をする。議会でそれを認めて議決をする。それと全く違うことをやる。議会に報告せずに全く違うことをやる。それを議会軽視と言うんですよ。そうとられても仕方ないという問題ではないですよ。現実問題としてそうやってきたわけでしょう。であれば、いろいろ提案されても、本当にそれをやるんだろうかどうか1年たってみないとわからないという現実を今突きつけられたわけです、私は。そういうことをやったことについて、どう思われてるのかということを知りたいんです。

それと、2点目の質問に対する答えがありません。もう一度繰り返しますが、どうしても変更を余儀なくされる。変更したほうがいいというふうに思った場合でも、いろんな意見があったからじゃあこうしましたということになしに、それも含めて一遍、もう一遍原点に戻って、もう一遍考え直す、それが当たり前じゃないですか。であれば、この説明については撤回すべきだというふうに申し上げたんですが、どうでしょう。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

何度もお話し申し上げておりますように、予算というのは確かにそのときそのときでやって、そのときにベターだというもので予算を計上させていただいておる。その後、先ほど申し上げておりますように変更が、変更というんですか、その後いろいろ事情があつて、先ほど来申し上げてるような事情があつて、今回、予算の変更もさせていただいたということで、それについて議会のほうにお話ししなかった。そして執行部のほうで進めてきたということについては、大変その辺は申しわけないなというふうに思っております。

ただ、最終に変更になったということを議決するのは今回の議会でございますので、この3月補正予算を認めていただくか、認めていただかないかということで、最終の議会の方でと思っております。

この細部は3月補正まで、1年かからなければやったかやらなかったかわからないというようなことを、全部を一概にどうのこうのと言われると大変そんなふうではないと思っておりますけれども、たまたまこれが、事業が一つ出てきたということでもありますが、先ほど来申し上げてるような経緯で予算もやっているとすることを思っております。

それで、こうしたことについて、検討を進めていくんじゃなくて、原点に立ち戻っていくべきじゃないだろうかというのをございます。もちろんこの中には、原点に立ち戻ると言うのは何ですが、そういうことも含めての形になっていますので、今のここにも書いてありますように、活用とか改修方法についてさらに検討を進めていくということでございます。これをもって、まだなくなるかわかりませんし、また建てるかわかりませんし、これについてはまた今後の検討の課題になっているということでございまして、決して最初からこれを、建物がまた引き続きということにはなっていないというふうに私は思っています。大変それが、すなわち原点に立ち戻って今やってると同じような意味じゃないだろうかというふうに思っております。そういうふうなことで、今後も進めさせていただきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

[発言する者あり]

○18番（鵜飼静雄君）

今ね、特に二つ目の問題について、先ほどから繰り返してるように施設の活用、再度、施設の活用及び改修方法について検討を進めていくことになったというふうを書いてある。これ文字どおり読めば、解体じゃなくて、もう再利用するんだということを明記してるわけですね。

であれば、それは原点とは言えないでしょう。一方で解体する、違う方向でやってほしいという意見がある。どちらとも決めずに、じゃあどちらがメリットがあって、どういう手だてがあるかということ、いろんなこと考えながら、どちらへ進むかということを考えていくという、それが原点でしょう。でも、一方しか書いてないわけですよ。だから、こういう書き方でなしに、やっぱりもう一度原点に戻って検討をしたいという形に直すべきだということを申し上げてるんですよ。いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

3回目。

○市長（藤原 勉君）

原点というのは、そういう鵜飼議員の言い方もそれは原点かもしれませんが、私はこういう方向に行くことで再度見直すということが、もう一度基本に戻って考え直すということというふうに思っております。

○議長（遠山利美君）

ただいま安藤議員が出席されました。ただいまの出席議員数は17人でございます。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

○6番（高田文一君）

今いろいろ御意見を述べさせていただきましたが、市長の答弁では理解ができかねますし、事情が変われば、1年間年度初めに議決したことに對して事情が大きく変わることについては、その都度やっぱり議論をしながら修正することは当然だと思います。そのプロセスに欠けてる。最後のこのときに来て、なお継続していく、次に向けていくという理由はならないと思います。私は反対します。

○議長（遠山利美君）

賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今の問題につきましては、その過程の中の問題、説明等々の問題は、お二人の議員が指摘したような問題もあろうかと思いますが、それも1年間やってく中で、多くの事業の中で大小はあろうかと思いますが、昨年上げたこの予算を1年かかって職員の皆さんが精査して行って、その結果が今回の補正だと私は思っております。そういった意味で、私はこの補正予算、賛成したいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

もう一言だと思います。議会を全く軽視してる。そのことについての反省が全く見えない。こういうやり方は全く非民主的なやり方だと言わざるを得ません。こういう手法については到底理解できないし、納得できないということで、反対をいたします。

○議長（遠山利美君）

賛成の討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、聞いていた内容におきまして、私も執行部多少反省もしながら今後考慮していただきたいな
ということは思いますが、しかしながら、この問題も非公式の中でいろいろ模索してみえると等々
も多少知ってはありました。それで今回、3月の予算の中にもまだ盛り込んでおりませんし、まだ
考慮中というふうなことです。この補正予算に関しては賛成をいたします。以上です。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第46号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第5号）につい
ては原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 議案第47号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第22、議案第47号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを
議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第48号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第23、議案第48号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 議案第49号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第24、議案第49号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。20分間休憩とります。10時35分から開会しますので、よろしく願います。

午前10時14分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第50号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第25、議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。平成24年度本巢市一般会計予算のうち、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会に、以上、それぞれの所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第50号についてはそれぞれの所管する三つの委員会において協議することに決定しました。

日程第26 議案第51号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第26、議案第51号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第52号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第27、議案第52号 平成24年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第53号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第28、議案第53号 平成24年度本巣市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第54号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第29、議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第55号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第30、議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第56号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第31、議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 請願第1号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第32、請願第1号 消費税増税に反対する請願についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、請願についての説明をさせていただきます。

この請願は、消費税の増税を中止するように国に意見書を提出してほしいというものであり、私も同じ意見でございますので、紹介議員となりました。

特に今のこの経済状況において消費税が10%にまで引き上げられれば、日本経済に、そして国民の暮らしに多大な影響を及ぼし、さらには遅々として進まない東日本大震災の復興にも大きな悪影響を及ぼすというふうに考えざるを得ません。

その例が1997年、橋本内閣のもとで消費税が3%から5%に引き上げられ、医療費のアップも含めて約9兆円の国民負担増があり、その後、景気が大きく低迷してきたというのは周知の事実であります。そういったことが再び繰り返されてはならないというふうに思っています。

そういったことで、この請願書の中にもございますように、日本商工会議所などが調査した消費税を転嫁できるかということで中小業者等に調べた結果、小規模企業の7割は価格に転嫁できないということが明らかになっています。これは国会の論議でも指摘をされていたところであります。

そうしたことから、日本チェーンストア協会、あるいは日本百貨店協会、全国商工会連合会、また全国中小企業団体中央会など、多くの団体がこの消費税の引き上げについて反対、あるいは慎重にやるべきだという意見を述べています。

そうした今の状況の中で、ぜひとも本巢市議会として、市民の暮らしを守るという意味も含めて、国に対して意見書を上げるよう、この請願の採択をお願いしたいと思います。

付託されます総務企画委員会で、ぜひ慎重に御議論いただき、採択いただければ幸いですというふうに思っています。

以上です。

○議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

消費税の増税に反対する請願ということで紹介議員になられておるわけですが、増税に反対するということで、消費税そのものには賛成というか認めて、増税に反対するという請願というふう

に受け取るべきですか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

消費税そのものに賛成か反対ということは今の段階ではおいといて、少なくとも増税という部分的に絞って、なるべく意見の一致を見るような形で出されたというふうに理解しています。よその市議会等でこういった意見書の採択がされてるとこ見ますと、いろんな意見を取り入れながら、みんなが、なるべく多くの人的一致できるような内容で増税反対という意見書の採択がされています、調べた限りでは。

だから、消費税そのものについての意見というのはそれぞれいろいろあって、なかなかそこまで踏み込んでやると一致しない点が多々出てきますが、今の段階において、やっぱり消費税を上げることはどうなのかというその1点に絞っての請願だというふうに思ってますし、意見書の参考例としてつけてございますけども、これは案というつもりではございません。参考例としてやってますけども、これもそういう意味で出されていますので、そのように理解していただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今、説明をいただきましたけど、そもそも紹介議員の鵜飼議員におかれましては、今まで過去において、いろんな一般会計等々において、消費税について反対だから一般会計にも反対というようなことをずっとそんなような議論がされておりましたので、消費税増税に反対というよりも、消費税に反対するというふうのが僕はわかりやすいかなと思ったりするわけですけど。今、説明を受けましたけど、そのように、消費税に反対の請願というふうには思われなかったわけですか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、大西議員の発言の中で事実誤認があると思いますので一言申し上げておきますけども、私がずっと消費税が含まれてるから反対という反対討論をしたつもりはありませんけども。消費税が発足した当時は、確かに当糸貫町時代でありますけども、しましたけども、少なくとも合併して本巢市の中の市議会の中でそういう反対討論した記憶はございません。

そのこと別において、読んでいただければわかるように、消費税そのものに反対とか賛成とかということなしに、増税に反対をしてほしいという趣旨ですので、御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

大体の趣旨はお聞きしましたが、この請願の文章を読みますと、この橋本内閣が消費税を3%から5%に上げたから、景気が一気に悪化したというように断定して書かれてますが、ちょっといささかこのことについてはどうかなというちょっと疑問があるわけですが。それと、今、東北の復興財源のことと、少子高齢化による社会保障の財源の問題との財源に充てることも含めて消費税の増税ということが議論されておると思いますが、そのことについては、どうしても東北の復興と社会保障の問題について財源が必要となると思うんですが、その点については、個人的で結構ですが、いかがお考えですか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

個人的にと言われても、個人的な見解はいっぱいありますけども、ただ、この請願についてはあくまでも、繰り返しますけども、今の時点で消費税を上げることは、やっぱりいろんな分野で大きなマイナスになるだろうという声があちこちからも上がってるし、私もそういうふうに思います。それ以外の問題についてはまたさらにいろんな意見ありますけども、意見書を出す場合はなるべく一致点を見出して、なるべく絞った形でやるのがいいだろうというふうに思っておりますので、そういう意味でも、この請願の中で書いてある一つ一つの文言について賛成とか反対とかあるかもしれません。けれども、目的である請願項目について一致できれば、その点でぜひ御協力お願いしたい。この場でいろいろ私の個人的な見解を述べると、消費税の根本に戻って言わなければなりませんし、それは今の課題ではないと思っておりますので、御容赦願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私も個人の見解を述べさせていただきますと、消費税増税というものにつきまして、まだ入ってくる情報というものがネットとかそういうものしかないわけで、上げた結果がどうなのかということは精査できてないわけでありますが、鵜飼議員の趣旨から申し上げますと、この消費税増税に反対という題目を変えたらどうかなというふうに。例えば今、消費税増税ということに行かんように、それをとめるという趣旨ですよね。もっと議論を尽くしてということですよ、趣旨としては。であるなら、その消費税増税に反対するという題目じゃなくて、もっとそういった趣旨に変えるような題目にしたらどうかというようなことを思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

そういういろんな思いがありまして、この意見書を、普通であれば案という形で添付するんです

けども、今回はあくまでも参考例と。これ何もないとやっぱり見えにくいんで、あくまでもこういうのを。これ正直申し上げて、鶴岡市の議会が去年の12月だったと思いますけども、全会一致で採決したものです。ただ12月ですので、今と若干のずれがありますので、その部分は少し修正は加えましたけども。その鶴岡市では、いろんな話し合いをしながらみんなが一致できる点を見出して、こういう形式にしました。

だから、中身についてはこだわらないです。だから、今の段階で消費税を上げていくことについては反対、あるいはもっと慎重にやっっていこうとか、いろんな形があってもそれはいいだろうと。だから、そのことも含めて、とにかく今単純に増税するということについてはやっぱりいかなものかということで、意見書を上げてほしいというふうに理解していただければというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

わかりましたけども、提案という形で、今、鶴飼議員が言われたように、意見書の参考例と。たたき台がないと進んでいけないということも含めて言われたと思うんですが、この消費税増税に反対するという題目をやめるといふか、違ったものにしていくことを提案したいと思います。

○議長（遠山利美君）

鶴飼君。

○18番（鶴飼静雄君）

そのことについても、ぜひ総務企画委員会で御議論願えればというふうに思っています。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

私は少しほかの議員と意見が伴うんですが、私は消費税反対の立場でちょっと聞きたいんですね。当然、今の段階において消費税を上げることがどうのこうのという、最初に述べられたように、橋本内閣当時の云々は消費税を上げたことによって不景気になったというふうに談じておられるように思いますが、まあそれは経済というものがよくわかってないなというふうに思っております。

ただ、今の段階において消費税を上げることにおいては私も反対であります。

ただし、この中で例としてこれが出ている以上、この中を一つの形として意見を聞きたいんですが、その中で、また法人税について云々ということがありますがけれども、法人税が高いがために、今、日本の大企業たるものが全部外国に出ていくという、その最たるものが昔で言うナショナルと

というようなところもあるわけなんです。消費税云々にかかわらず、消費税だけのことが書いてあるなら大いに結構だと思うんですけども、もしこの参考例の中に、私が指摘するこの部分とこの部分は少しどういう意味で書いたのかなということでも少しお聞きをしたいんですが、このことについていんですか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、先ほど申し上げたように、ひな形というほどの意味もありません。あくまでも参考にしてくださいということで添付したんで、この中身について云々されて私の見解を述べることはできますけども、そういう問題ではないというふうに思ってますし、だから先ほど申し上げたように、鶴岡市の例を若干時期に合わせて変更しただけです。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

そうとするなら、消費税が10%になるのは今の時期においては適当ではないというふうに私も思っております。内容においてはまたいろんなことを検討してもらって、こういうものに対して賛成、反対の意見をこの議会の中で大いに述べてもらって、そして意見書の中の内容も精査してもらって勘考してもらえればいいのじゃないかなと思ってる。この中のことについて云々ということがないとするなら私のあれはありません。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

3月14日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

産業建設委員会は3月16日金曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて、総務企画委員会は3月19日月曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、文教福祉委員会は3月21日水曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にてそれぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員